

ルール・マナーを守って楽しく

自転車に乗ろう!

協力企業大募集!

群馬県自転車活用促進協力企業認定制度

自転車活用促進協力企業認定制度とは・・・

環境に優しく、健康増進にも効果がある自転車の安全な利活用を図るため、従業員及び顧客(県民)に対して自転車活用の促進とルール・マナー啓発等に取り組む企業等を認定する制度です。

従業員の皆様や顧客(県民)への自転車活用促進と ルール・マナー啓発等に取り組みませんか?



- 環境に優しい自転車の活用促進に協力したい!
- ヘルメットの着用などにより安全に自転車通勤させたい!
- 交通安全教育をしたいが資料がない!
- 県民の皆さんに楽しく自転車を利用して欲しい!

とお考えの企業の皆様へ!

御協力いただける企業には認定証を交付し、県ホームページに会社名や協力 内容を掲載させていただきます。

お問合せ先

群馬県 県土整備部 道路管理課 交通安全対策室

電話 027-226-2388 (直通) メール kotsuanzen@pref.gunma.lg.jp

協力企業にお願いしたいこと

従業員の皆様や顧客(県民)に向けた、自転車活用促進やルール・マナー啓発等であれば、どんな 取り組みでも構いません。

取 組 事例(参考)

	項目	内容
1	従業員への周知	朝礼、会議及び社内通知システム等により、従業員を対象に「自転車の活用促進」、「自転車ヘルメットの着用・自転車保険の加入」及び「自転車のルール・マナー」について周知を行う
2	顧客(県民)に向けた	会社窓口、店頭及びイベント等、来客者の目につきやすい場所に県が
	ポスター掲出	作成するポスターを掲出する
3	従業員への交通安全	従業員に対する自転車事故防止等の交通安全教室の実施
	教育の実施	(県より講師の派遣)
4	イベント実施時等におけ	店舗等における顧客向けのイベントや社内イベント・研修等において、
	る交通安全啓発	交通安全啓発・ブースの設置等(GMETを派遣)
5	その他	○ デジタルサイネージによる交通安全啓発動画や啓発ポスターの放映、
		知事メッセージの放送
		〇 自転車来訪者に対するサービス等の実施
		〇 SNS等を利用した自転車の活用促進や交通安全啓発
		〇 社内規定等において、自転車通勤者に対する「自転車ヘルメットの
		着用・自転車保険の加入」を義務化

※ あくまでも 一 例 で す 。各 企 業 の 可 能 な 範 囲 で 取 り 組 み を お 願 い し ま す 。

自転車活用促進協力企業認定制度イメージ





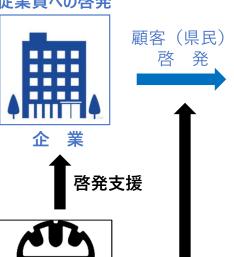


認定•支援





従業員への啓発



顧客(県民)

(県の支援)

- ・GMETの派遣による啓発活動
- ・啓発ポスター・チラシの提供
- ・交通安全啓発動画の提供
- ・県ホームページ等に企業名を公表
- ・その他県が必要と認める支援

[GMET] 県庁職員による

自転車活用推進啓発チーム